



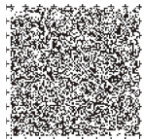
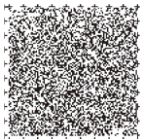
多様な性の ハンドブック

発行 令和3年12月
発行元 大田区総務部人権・男女平等推進課
〒144-8621 東京都大田区蒲田5-13-14
電話 03-5744-1148 **FAX** 03-5744-1556
監修 日高 庸晴（宝塚大学看護学部 教授）

- 1 性のあり方とは
- 2 性のあり方をめぐる動き
- 3 ハラスメント事例・配慮すべき事項
- 4 相談先・関連資料

大田区

※この2次元コードは
目の不自由な方のため
の「音声コード」です。



1

性のあり方とは

性のあり方（セクシュアリティ）は、人間が本来持っている多様性のひとつです。しかし、性のあり方を理由とする差別や偏見等により、苦しんでいる人々がいます。

差別や偏見等を解消するためにも、性のあり方について、正しい理解を深めていくことが必要です。

性のあり方は、様々な要素を組み合わせた形で多様に存在しています。

ここでは、代表的な要素として4つ挙げます。

(1) 生物学的性（身体の性） Biological Sex

外性器や染色体、性腺の種類などで判定される出生時の生物学的な身体の性です。

【用語解説】

ディーエスディーズ

【DSDs 身体の性の様々な発達（性分化疾患）】

外性器の形状や大きさ・内性器・染色体など、生まれつきこれが一般的とされる固定概念とは一部異なる男性・女性の身体の状態をいいます。性的マイノリティとは異なり、決して「男でも女でもない性」ではありません。

(2) 性自認（心の性） Gender Identity

自分の性別に対する自己認識、どのようなアイデンティティを自らが持っているかを示しています。

【用語解説】

【シスジェンダー Cisgender】

生物学的性と性自認が一致している人

【トランスジェンダー Transgender】

生物学的性と性自認が異なる人

【エックスジェンダー Xgender】

自らを男性、女性のどちらでもないと感じる人

【クエスチョニング Questioning】

性的指向や性自認といった自分の性のあり方が決まっていない、決められない、探求している人

(3) 性的指向（好きになる性） Sexual Orientation

恋愛や性的な欲求がどういう対象に向かうか向かわないかを示す概念です。

【用語解説】

【ヘテロセクシュアル Heterosexual】

異性愛者

【レズビアン Lesbian】

女性同性愛者

【ゲイ Gay】

男性同性愛者

【バイセクシュアル Bisexual】

両性愛者

【パンセクシュアル Pansexual】

全ての人が性愛の対象である人

【アセクシュアル Asexual】

恋愛や性的な感情を誰に対しても抱かない人

(4) 性表現（表現する性） Gender Expression

服装や言葉づかい、髪型、しぐさ等で表現される性的な特徴で、社会生活を送る上での性別ともいえます。

2

性のあり方をめぐる動き

性的指向や性自認は100人いれば100通りであり、本冊子で紹介している用語だけで全てを網羅できるものではありません。多様な性のあり方とそれを示す表現がたくさんあります。

性のあり方を決めるのは、ほかでもない自分自身です。ほかの人の性のあり方を勝手に決めつけないようにしましょう。

また、こうした性のあり方で少数派の人々を広く表す総称として、「LGBT」、「LGBTQ+」、「クィア」※、「性的少数者」、「性的マイノリティ」、「セクシュアルマイノリティ」等の言葉が使われています。

性的指向 (Sexual Orientation) と性自認 (Gender Identity) の頭文字をまとめて、SOGI等と表現されることがあります。これは全ての人々が持っている属性を表すものです。性的マイノリティの人もそうでない人も、全ての人々がそれぞれの性のあり方を持っています。

※クィア Queer

もともとは「変態」という意味で侮蔑的に使われていましたが、あえて当事者のアイデンティティを示す言葉として使われています。

(1) 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

この法律では、一定の法的要件を満たした場合には、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるとされています。また、平成20年の法改正により戸籍変更の要件が一部緩和されました。

令和元年には1年間で948件(裁判所「司法統計」)の性別取扱い変更がありました。性別変更を希望する人が法の要件を満たせずにいる現状もあります。

(2) トランスジェンダーと性同一性障害の違い

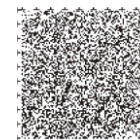
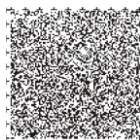
トランスジェンダーと性同一性障害は、イコールではありません。性同一性障害とは、トランスジェンダーの中で、身体的治療であるホルモン治療や性別適合手術などを行う際の医学的な診断名です。

トランスジェンダーの全員が性同一性障害の診断を受けている、または、医療行為を希望しているわけではありません。

なお、平成30年の診療報酬の改定で性別適合手術は健康保険の対象となりましたが、ホルモン治療は適用外のため、混合診療禁止の規定により保険適用できないケースも出てきています。

(3) 世界保健機関の分類

世界保健機関 (WHO) では、「性同一性障害」が、「国際疾病分類」のICD-10の中で「精神および行動の障害」として分類されていました。しかし、平成30年6月にICD-11を公表し「性保健健康関連の病態」に分類され「Gender incongruence」(仮訳「性別不合」)という名称に変わりました。



3

ハラスメント事例・配慮すべき事項

(4) ハラスメント防止のための指針

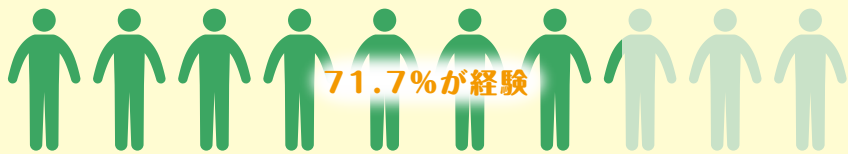
事業主が対策を義務付けられている^{※1}パワーハラスメント（以下、パワハラ）、セクシュアルハラスメント（以下、セクハラ）について、厚生労働省は指針をそれぞれ策定しています。

パワハラに関する指針の中では、性的指向・性自認に関する侮辱やそれらを暴露する行為もパワハラとして位置付けています。

セクハラに関する指針の中では、性的指向・性自認に関係なく、性的な言動であればセクハラにあたるとしています。

性的マイノリティを対象に平成28年に実施した民間調査^{※2}では、性的マイノリティについての差別的発言を職場・学校で見聞きしたという人が約7割にもものぼるという結果が出ています（有効回答数15,064人）。

職場や学校で差別的な発言を見聞いた人



※1 中小企業のパワハラ対策の義務化は令和4年4月1日から（女性活躍推進法等の一部改正する法律（令和元年6月5日公布））

※2 日高庸晴「REACH Online 2016 LGBT当事者の意識調査～いじめ問題と職場環境等の課題～」

性のあり方をめぐるハラスメントになり得る事例、配慮すべきケースなどを何点が挙げます。ただし、これらは、あくまで一例にすぎません。大事なのは、「相手が、どのように感じるか？」と相手の立場に立って考えることです。

◆侮辱的なニュアンスにとられる表現

例：「ホモ」「レズ」「オカマ」「オナベ」「オネエ」

こういった言葉を不快に感じる人もいます。侮蔑的な意味合いで使われることも多いため注意しましょう。

◆“らしさ”の強要

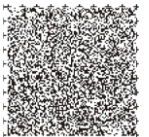
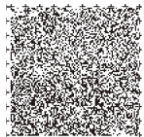
例：「男らしくしろ」「女なのに化粧しないの？」

男らしさや女らしさが前提の会話や価値観の押し付け、性表現などの“らしさ”の強要は避けましょう。

◆異性と結婚して子どもを持つことが当たり前

例：「いつ結婚するの？」「子どもはまだなの？」「どんな女性がタイプなの？紹介するよ」「家庭を持ってこそ一人前だよ」

これまでセクハラとされてきた言葉は、性的指向や性自認を問わずセクハラです。



◆うわさ話

例：「〇〇さんってオネエっぽいよね」「〇〇さんってずっと独身だけど、もしかしてレズビアンなの？」「〇〇さんって男？女？どっちなのかな？」

誰かの性的指向・性自認などを詮索したり、独身であることを笑いのネタにしたりすることはやめましょう。また、自らのことでも、詮索する人がいるということ自体が不安を助長することにつながります。

◆属性の決めつけ

例：「最近、オネエのタレントが多いけど、気持ち悪くてムリ」

特定の属性の人たちについて一括りにして決めつけたり、侮辱したりすることはやめましょう。



©大田区

カミングアウトとアウトティング

カミングアウト

カミングアウトとは、自身の性的指向・性自認について他の人に打ち明けることです。

カミングアウトを受けたということは、あなたを信頼して話してくれたということでしょう。同時に、他の人にもカミングアウトしているのか、誰に伝えて良いかを確認し、本人の了承なしに他人に伝えないように注意しましょう。

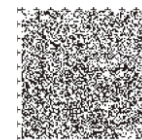
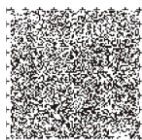
アウトティング

アウトティングとは、他人の性的指向・性自認を本人の許可なく他の人に話すこと（バラすこと）です。SNSなど不特定多数の人に情報を流す行為もアウトティングにあたります。

性的マイノリティの約4人に1人が「アウトティングされた経験がある」との調査結果※もあります（有効回答数10,769人）。

仮にアウトティングをしてしまった本人に悪気がなかったとしても、カミングアウトした方が傷つき、精神的に追い込まれる可能性があるため、十分に注意しましょう。

※ 日高庸晴「REACH Online 2019 第2回LGBT当事者の意識調査～世の中の変化と、当事者の生きづらさ～」



4

相談先・関連資料

(1) 性的指向及び性自認に関する相談先

Tokyo LGBT相談専門電話相談

電話：03-3812-3727

受付時間：火曜日・金曜日 18時～22時
(祝日・年末年始除く)

Tokyo LGBT相談 専門LINE相談

LINEの「公式アカウント」から「LGBT相談@東京」で検索し登録

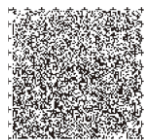
受付時間：月曜日・木曜日 17時～22時

(祝日・年末年始除く。) ※受付は21時30分まで

(2) その他人権に関する相談先

※相談日・時間などはそれぞれの相談先にご確認ください。

相談内容	相談先	電話・FAX等
人権に関すること	東京法務局「みんなの人権110番」	☎0570-003-110
	東京都人権プラザ	☎6722-0124
女性相談・男性相談に関すること	東京法務局「女性の人権ホットライン」	☎0570-070-810
	東京ウィメンズプラザ 「男性のための悩み相談」	☎3400-5313
	女性のためのたんぼぼ相談	☎3766-6581
	男性相談ダイヤル	☎6404-6020
セクシュアルハラスメント・労働問題に関すること	東京都労働相談情報センター	☎0570-00-6110



相談内容	相談先	電話・FAX等
子どものこと	品川児童相談所 (月～金・午前9時～午後5時) (上記以外の時間帯)	☎3474-5442 FAX 3474-5596 ☎189 (児童相談所虐待対応ダイヤル)
	東京法務局「子どもの人権110番」	☎0120-007-110
	東京都教育相談センター ●いじめ相談ホットライン(24時間対応)	☎0120-53-8288
	子ども家庭支援センター ●総合相談	☎5753-7830 FAX 3763-0199(共通) ☎5753-9924
	●虐待通報専用ダイヤル 教育センター教育相談	☎5748-1201 FAX 5748-1390
インターネット被害のこと	警視庁サイバー犯罪対策課	☎5805-1731
	こたエール (東京こどもネット・ケータイヘルプデスク)	☎0120-1-78302
ひとりで悩んでいる人	東京いのちの電話(24時間対応)	☎3264-4343

(3) 性のあり方に関する関連資料

下記以外にも関連資料があります。ご必要な方は、人権・男女平等推進課までお気軽にご連絡ください。



● 法務省「性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別をなくしましょう」

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00126.html



● 東京都「多様な性について知るBOOK」

<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/base/upload/pdf/R1tayounasei.pdf>



● 日高庸晴「子どもの“人生を変える”先生の言葉があります2021」

https://www.health-issue.jp/teachers_survey_2019.pdf

